

様式第3(第10条関係)
第1表

部門共通費用帰属明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

	発電等費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与						
給料手当振替額(貸方)						
退職給与金						
厚生費						
雑給						
消耗品費						
修繕費						
補償費						
貸借料						
委託費						
損害保険料						
普及開発関係費						
養成費						
研究費						
諸費						
固定資産税						
雑税						
減価償却費						
固定資産除却費						
建設分担関連費振替額(貸方)						
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)						
合計						

(記載注意)

- 1 一般管理費から整理された配電部門の費用のみを記載すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社 内 取 引 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 千円)

費 用 の 部		取 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用		基準託送供給料金相当額等取引収益	
アンシラリーサービス取引費用		電気事業雑収益相当額取引収益	
振替損失調整額取引費用			
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）			
合 計		合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	
予備送電サービス料金相当額取引収益	
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△
発電側託送料金相当額取引収益	
潮流改善割引相当額取引収益	△
インバランス対応相当額取引収益	
インバランスの供給相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
接続検討料相当額取引収益	
契約超過金等相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 託送収益等取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	
インバランスの買取相当額取引費用	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) アンシラリーサービス取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 振替損失調整額取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
振替損失調整額取引費用	
合 計	

振替損失調整額取引費用	
-------------	--

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 消耗品費用		(単位 千円)
種類及び名称	金	額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)		

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第4表

配電部門収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		地帯間販売電源料	
火力発電費		地帯間販売送電料	
新エネルギー等発電費		他社販売電源料	
地帯間購入電源費		(インバランス対応取引収益)	
地帯間購入送電費		託送収益	
他社購入電源費		接続供給託送収益	
(インバランス対応取引費用)		(需要側託送供給料金の回収に係る収益)	
(インバランスの買取りに係る費用)		(発電側託送供給料金の回収に係る収益)	
他社購入送電費		(インバランスの供給に係る収益)	
非化石証書購入費		その他託送収益	
送電費		事業者間精算収益	
変電費		電気事業雑収益	
配電費		社内取引収益	
販売費		(インバランス対応相当額取引収益)	
一般管理費		(インバランスの供給相当額取引収益)	
接続供給託送料			
(電気事業法施行規則第45条の21の8第1項に係る費用)			
(電気事業法施行規則第45条の21の11第1項に係る費用)			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定(貸方)			
社内取引費用			
(インバランス対応相当額取引費用)			
(インバランスの買取相当額取引費用)			
営業利益(又は営業損失)			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
(株式交付費)		(預金利息)	
(株式交付費償却)			
(社債発行費)			
(社債発行費償却)			
事業外費用		事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前配電部門当期純利益(又は税引前配電部門当期純損失)			
法人税等			
配電部門当期純利益(又は配電部門当期純損失)			

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なもの限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

	リース資産												
	固定資産積立												
	有形資産												
	無形固定資産												
業務設備													
	土地												
	建物												
	構築物												
	機械装置												
	備品												
	リース資産												
	固定資産積立												
	有形資産												
	無形固定資産												
建設仮勘定													
	水力発電設備												
	火力発電設備												
	新エネルギー発電設備												
	送電設備												
	変電設備												
	配電設備												
	業務設備												
	合 計												

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - (1) 固定資産明細書の作成に関する会計方針（重要なものに限る。その採用が原則とされているものを除く。）
 - (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - (3) 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
 - (4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿価額増減額のうち主たるものについては、主要科目別帳簿価額期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第7表

インバランス収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用 地帯間購入電源費 他社購入電源費 (インバランス対応取引費用) (インバランスの買取りに係る費用) 社内取引費用 (インバランス対応相当額取引費用) (インバランスの買取相当額取引費用) 営業利益 (又は営業損失)		営業収益 地帯間販売電源料 他社販売電源料 (インバランス対応取引収益) 託送収益 接続供給託送収益 (インバランスの供給に係る収益) (インバランスリスク料に係る収益) 社内取引収益 (インバランス対応相当額取引収益) (インバランスの供給相当額取引収益) (インバランスリスク料相当額取引収益)	

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - (1) インバランス収支計算書の作成に関する会計方針 (重要なもの限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額 (ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
 - (4) インバランスの供給に係る電力量 (kWh) 及びインバランスの買取りに係る電力量 (kWh)
 - (5) インバランスに係る費権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
- 2 インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号) 第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。

注1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。